

令和2年度自動車騒音の常時監視結果について

県では、騒音規制法に基づいて自動車交通騒音の常時監視を行っており、令和2年度の環境基準達成状況の評価結果をまとめましたので、公表します。

1 概要

自動車交通騒音の常時監視は、騒音規制法第18条に基づき都道府県が自動車騒音の状況を監視し、同法第19条において結果を公表するものとされています。沖縄県でも平成15年度から自動車交通騒音の測定を行っています。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

平成18年度以降は、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成17年6月29日付け環境省環境管理局长通知）」に基づき監視の実施計画を策定し、原則、5年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。なお、県では新たに、平成30年度以降における県内の町村区域（全58評価区間）における原則5年間の自動車騒音常時監視の実施計画（以下、モニタリング計画という）を作成し、これに従い、平成30年度から令和4年度までの県内の町村区域における自動車騒音常時監視を行っております。

2 評価対象道路

令和2年度は、中城村、八重瀬町における幹線道路12評価区間（※1）、延長21.1kmに面する地域について、2,850戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。（評価区間は表1,2参照）

3 評価方法（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、評価区間を代表する地点で測定した騒音レベルから、各住居等（※2）の道路からの距離減衰や建物（群）の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路（※3）の沿道（道路両端）から50mまでの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。（以下「面的評価」といいます。）

※1「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道を含みます。

表1 環境基準達成状況の評価結果（区間別）

地点番号	評価対象道路				評価区間	測定地点の住所 ※2	測定地点の 等価騒音レベル (dB)		騒音測定 年度	評価区 間の延 長 (km)	環境基準達成戸数(戸)・環境基準達成確率(%)									
	(1) 路 線 名	(2) 車 線 数	(3) 環 境 基 準 類 型 ※1	(4) 遮 音 壁 等 の 有 無			(5) 低 騒 音 舗 装 の 有 無	昼間			夜間	評価 対象 住居等 戸数	昼間・夜間とも 基準値以下		夜間のみ 基準値超過		昼間のみ 基準値超過		昼間・夜間とも 基準値超過	
													(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	国道329号	4	B	無	有	北中城村・中城村 境～中城公園入口交差点	中頭郡中城村字伊舎堂	72	64	R2	3.2	348	293	84.2	0	0.0	55	15.8	0	0.0
2	国道329号	4	-	無	有	中城公園入口交差点～奥間交差点	中頭郡中城村字安里	75	67	R2	2.5	266	162	60.9	0	0.0	70	26.3	34	12.8
3	国道329号	4	-	無	有	奥間交差点～中城村・西原町 境	-	75	67	-	2.2	220	131	59.5	0	0.0	45	20.5	44	20.0
4	那覇北中城線	2	B	無	無	西原町・中城村 境～南上原交差点	-	69	61	-	1.5	948	946	99.8	0	0.0	2	0.2	0	0.0
5	那覇北中城線	2	B	無	無	南上原交差点～新垣交差点	中頭郡中城村字南上原	69	61	R2	2.5	271	268	98.9	0	0.0	3	1.1	0	0.0
6	那覇北中城線	2	B	無	無	新垣交差点～中城村・宜野湾市 境	-	69	61	-	1.4	74	74	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	国道507号	2	B	無	無	県道52号線～東風平交差点	島尻郡八重瀬町字富盛	68	59	R2	2.3	259	259	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	国道507号	2	B	無	無	宜次(東)交差点～八重瀬町・南風原町 境	島尻郡八重瀬町字宜次	65	58	R2	0.3	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	国道507号	4	-	無	無	一般国道507号～八重瀬町・南風原町 境	島尻郡八重瀬町字屋宜原	68	60	R2	0.7	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	糸満与那原線	2	B	無	無	志多伯交差点～東風平(北)交差点	島尻郡八重瀬町字東風平	63	53	R2	1.6	344	344	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11	那覇糸満線	4	B	無	無	南風原町・八重瀬町 境～八重瀬町・糸満市 境	島尻郡八重瀬町字外間	67	57	R2	2.2	25	25	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	県道48号線	2	-	無	無	宜次(東)交差点～八重瀬町・南風原町 境	島尻郡八重瀬町字友寄	66	59	R2	0.7	18	18	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※1 環境基準類型のあてはめがない地点は「-」とし、Bの基準を当てはめ準用区間についても同様に処理した。

※2 「測定地点の住所」の欄に「-」の記載がある場合の「基準点の等価騒音レベル」の欄については、他の評価区間における測定結果を準用した。

表2 環境基準達成状況の評価結果（町村別）

市町村名	評価区 間延長 (km)	評価区 間数	評価結果(全体)					評価結果(近接空間)					評価結果(非近接空間)				
			住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④	住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④	住居等戸 数 ①+②+ ③+④	昼夜とも 基準値以 下 ①	夜のみ基 準値超過 ②	昼のみ基 準値超過 ③	昼夜とも 基準値超 過 ④
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
合計	21.1	12	2849	2596	0	175	78	1366	1125	0	163	78	1483	1471	0	12	0
中城村	13.3	6	2127	1874	0	175	78	1073	832	0	163	78	1054	1042	0	12	0
八重瀬町	7.8	6	722	722	0	0	0	293	293	0	0	0	429	429	0	0	0

4 ローテーション

自動車騒音常時監視は、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、ローテーションで評価区間を評価しています。ここで、ローテーションとは、図 1 に示すとおり、過年度で報告された評価結果のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。沖縄県で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができます。

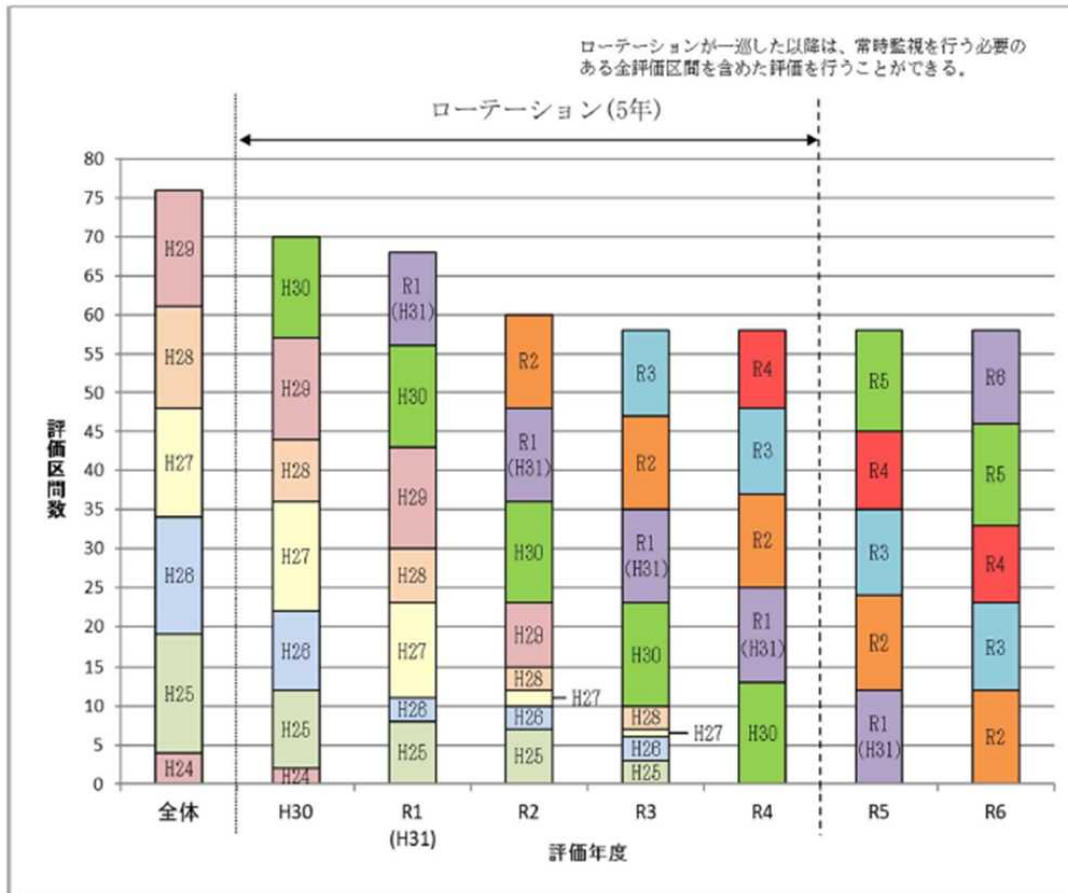


図 1 ローテーションの考え方

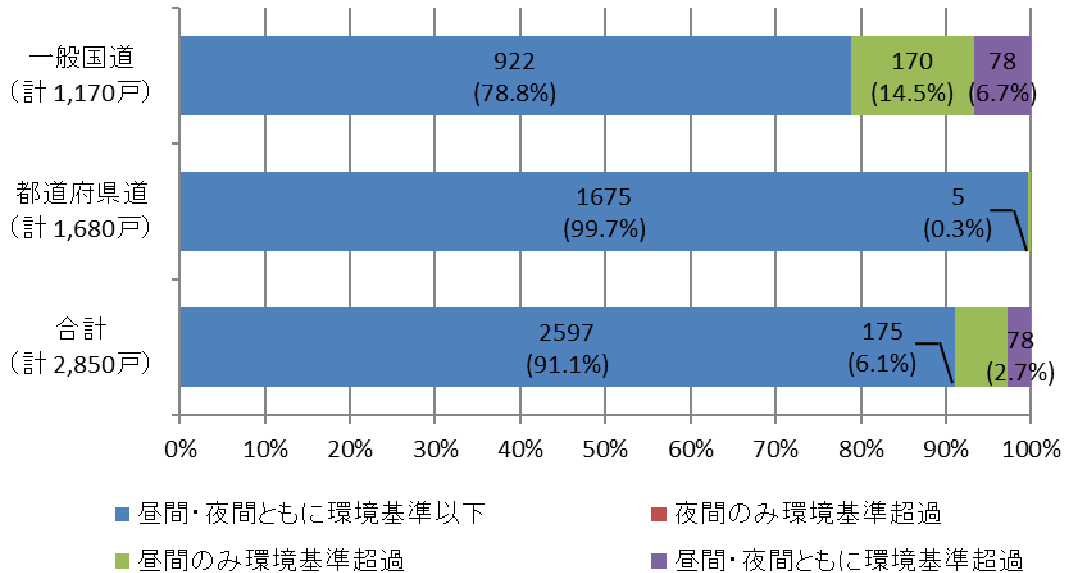
※平成 24 年度から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 2 次一括法)により、市の区域にあつては市長が評価を行うこととなっています。

5 環境基準達成状況

(1) 道路種類別における環境基準達成状況

モニタリング計画に基づき、令和2年度は、一般国道6評価区間（延長11.2km）、都道府県道等で6評価区間（延長9.9km）の合計12区間（延長21.1km）で面的評価を行いました。

道路種類別における環境基準達成状況を図2に示しました。評価の対象とされた2,850戸（一般国道1,170戸、都道府県道1,680戸）のうち、昼間のみ基準値を超過した住居等は、一般国道では170戸（14.5%）、都道府県道では5戸（0.3%）であり、昼間・夜間ともに基準値を超過した住居等は、一般国道で78戸（6.7%）でした。それ以外の住居等は環境基準を満たす結果となりました。

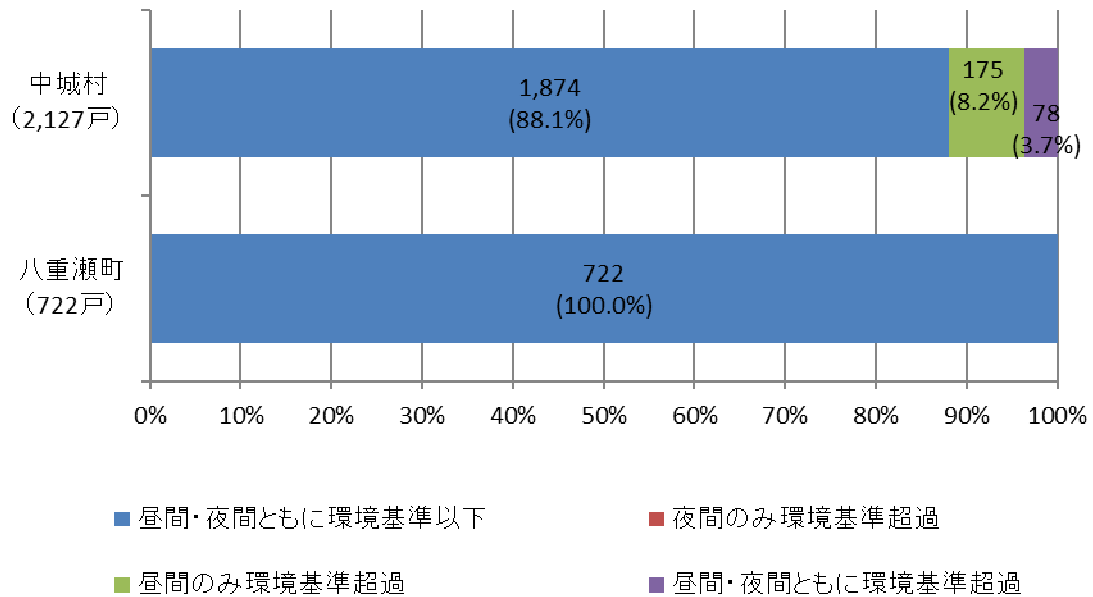


注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

図2 道路種類別における環境基準達成状況

(2) 町村別における環境基準達成状況

町村別における環境基準達成状況を図 3 に示しました。昼間のみ環境基準を超過した住居等は、中城村で 175 戸 (8.2%) であり、昼間・夜間共に環境基準を超過した住居等は、中城村で 78 戸 (3.7%) でした。それ以外の住居等ではすべて環境基準を満たす結果となりました。



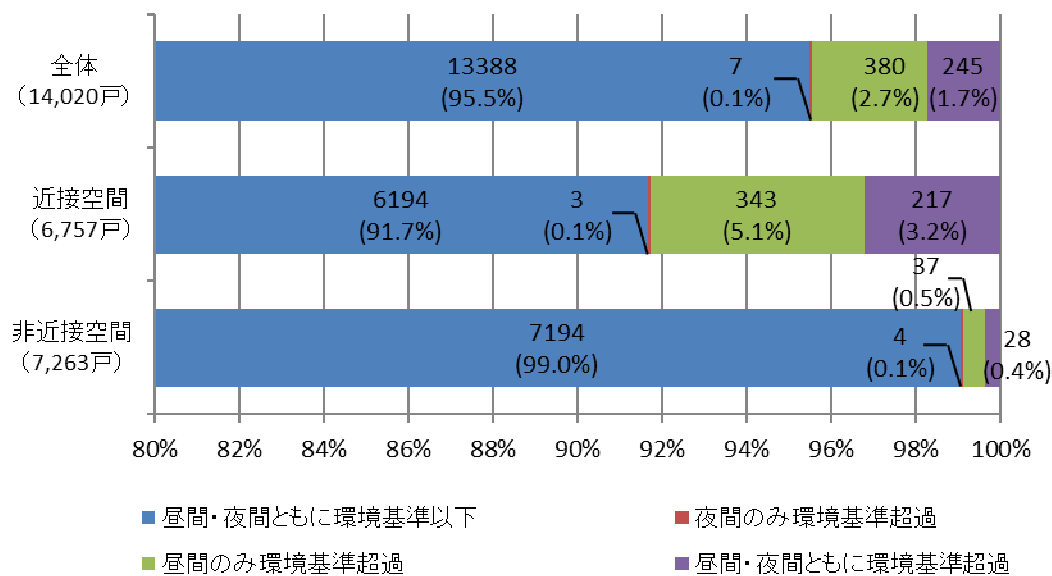
注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

図 3 町村別における環境基準達成状況

(3) 全体および近接空間・非近接空間別における過年度評価を含めた環境基準達成状況

平成 25 年度以降実施した面的評価の結果を含めた全体の環境基準達成状況は、図 4 に示すとおり 13,388 戸 (95.5%) の住居等が昼夜とも環境基準を達成していました。環境基準の超過状況については、7 戸 (0.1%) の住居等が「夜間のみ基準値超過」、380 戸 (2.7%) の住居等が「昼間のみ基準値超過」、245 戸 (1.7%) の住居等が「昼間・夜間とも環境基準値を超過」していました。

近接空間・非近接空間別の環境基準達成状況は、近接空間では 6,194 戸 (91.7%)、非近接空間では 7,194 戸 (99.0%) の住居等が環境基準を満たしていました。



注.1 グラフ内の数字および括弧内の数字は、それぞれ住居等戸数と全体に対する割合を示します。

図 4 全体および近接空間・非近接空間別の環境基準達成状況

※4 「幹線道路を担う道路に近接する空間」(近接空間)とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が設定されています。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※5 「非近接空間」とは、近接空間の背後地や幹線道路以外の道路に面する地域のことです。

別添資料 1

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準（以下、「環境基準」という。）のことをいいます。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域

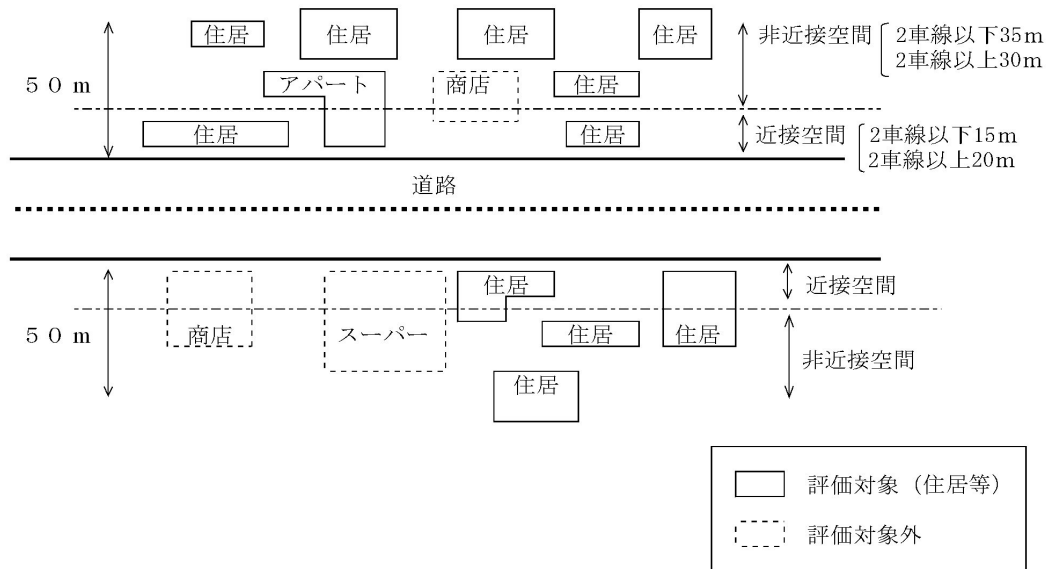
地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

幹線交通を担う道路に近接する空間

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

別添資料2

面的評価を行う範囲



面的評価は道路端から50メートルにある住居等を対象とし、評価区間は、自動車の運行に伴う騒音が概ね一定とみなせる区間に分割します。

幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とします。